

EU -17- ページ 4.7.2 通過 (Transit) 規則

(2) 規制内容

(訂正前)

...

又、非リスト規制品目の通過であっても、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制を適用できると規定している。...

(訂正後)

...

又、非リスト規制品目の通過であっても、大量破壊兵器キャッチオール規制を適用できること、更にデュアルユース品目の通過でも通常兵器キャッチオール規制を適用できると規定している。...

同ページの表 右側

(訂正前)

軍事用途 (武器禁輸国向)	
Annex I 該当	Annex I 非該当
—	(○)(第6条(3)) 各国オプション

(訂正後)

軍事用途 (武器禁輸国向)	
Annex I 該当	Annex I 非該当
(○)(第6条(3)) 各国オプション	—

EU -25- ページ 第6条 3.

(訂正前)

3. 加盟国は、非リスト規制のデュアルユース品目の第4条1項の用途(大量破壊兵器用途)及び第4条2項の仕向先に対する軍事的最終用途に対して、1項の適用を拡張することができる。

(訂正後)

3. 加盟国は、非リスト規制のデュアルユース品目の第4条1項の用途(大量破壊兵器用途) 及びデュアルユース品目の第4条2項の仕向先に対する軍事的最終用途に対して、1項の適用を拡張することができる。